

407. 低高圧架空電線路の施設(電技)・電線①

<低高圧架空電線路の施設>

第6条(電線等の断線の防止): 電線、支線、架空地線、弱電流電線等(弱電流電線及び光ファイバケーブルをいう。以下同じ。)その他の電気設備の保安のために施設する線は、通常の使用状態において断線の恐れが無いように施設しなければならない。

第20条(電線路等の感電又は火災の防止): 電線路又は電車線路は、施設場所の状況及び電圧に応じ、感電又は火災の恐れが無いように施設しなければならない。

第21条(架空電線及び地中電線の感電の防止): 低圧又は高圧の架空電線には、感電の恐れが無いよう、使用電圧に応じた絶縁性能を有する絶縁電線又はケーブルを使用しなければならない。ただし、通常予見される使用形態を考慮し、感電の恐れが無い場合は、この限りでない。2:(地中電線路の施設で後述)

第25条(架空電線等の高さ): 架空電線、架空電力保安通信線及び架空電車線は、接触又は誘導作用による感電の恐れが無く、かつ交通に支障を及ぼす恐れが無い高さに施設しなければならない。2: 支線は、交通に支障を及ぼす恐れが無い高さに施設しなければならない。

① 電線の種類

使用電圧の区分		電線の種類
低圧	300V以下	絶縁電線、多心型電線またはケーブル
	300V超過	引込用ビニル絶縁電線以外の絶縁電線またはケーブル
高圧		高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線またはケーブル

低圧または高圧架空電線路に使用する電線の種類は、使用電圧に応じ左表に規定するものでなければならない。

※ただし、次のように施設する場合は、裸電線を使用する事かである。低圧架空電線をB種接地工事の施された中性線または接地側電線として施設する場合。高圧架空電線を海峡横断箇所、河川横断箇所、山岳地の傾斜が急な箇所または谷越え箇所であって、人が容易に立ち入る恐れが無い場所に施設する場合。

使用電圧の区分	施設場所の区分	電線の種類	電線の太さ、引張強さ
300V以下の低圧	すべて	絶縁電線	直径2.6mm
		その他	引張強さ2.3kN
		多心型電線	直径3.2mm
		その他	引張強さ3.4kN
300V超過の低圧および高圧	市街地	硬銅線	直径5mm
		その他	引張強さ8.01kN
	市街地外	硬銅線	直径4mm
		その他	引張強さ5.26kN

② 電線の太さまたは引張強さ。低圧または高圧架空電線路に使用する電線(ケーブルは除く)の太さまたは引張強さは、左表に規定する値以上でなければならない。ケーブルは、ちよう架用線にちよう架して施設するため、ケーブル自体の太さまたは引張強さは、特に規制していない。



保証は
しない

えんとか...
び高圧のみを覚
えんとか...

山を掛けて300V
超過の低圧およ
び高圧のみを覚
えんとか...

解釈が表で書か
れていたりする
から...

下の表みたい
なの、覚えて
るのかとても
大変なんです
けど...

